

## VI 指定種苗制度 ～種苗法 等～

種苗法における指定種苗制度とは、種苗に適正な表示を付けることによって品種や発芽率等の品質の識別を容易にし、種苗の流通の適正化を図る制度です。

農薬取締法の改正により、種苗の期間に使用した農薬についても農薬使用回数に含めることとなりました。これを受け、平成17年6月から、**指定種苗の範囲の拡大**と種苗業者の対象者の見直しが行われ、**使用した農薬の有効成分と使用回数の種苗への表示**が義務付けられました。

### 1 指定種苗の範囲

指定種苗は、下表のとおり定められています。

区分	
◆穀類の種子・苗	
◆豆類の種子・苗	
◆いも類の茎・根・苗	
◆工芸農作物のうち、糖料、でんぷん、油脂料、香辛料、薬料に利用される農作物の種子・苗・穂木・茎・根	
◆野菜(食用花きを含む)の種子・苗・穂木・台木・茎・根・葉・芽 注) 葉等を直接食べるミント等はここに含まれる	
◆飼料作物の種子	
◆果樹 (15種類)	アンズ、イチジク、ウメ、オウトウ(カンカオウトウ、サンカオウトウ、チュウゴクオウトウに限る)、カキ、カンキツ、キウイフルーツ、クリ、クルミ、スマモ、ナシ、ビワ、ブトウ、モモ及びりんごの苗木及び穂木
◆花き (食用を除く) (32種類)	キンギヨソウ、キンセンカ、サクラソウ、サルビア、シクラメン、シネラリア、ストック、ハナナ、ハボタン、パンジー、ヒナギク、マツバボタン及びマリーゴールドの種子、ベゴニアの種子及び球根、リンドウの種子及び苗、アイリス、アマリリス、グラジオラス、スイセン、ダリア、チューリップ、フリージア及びユリの球根、カーネーション、キク、シンビジウム、デンドロビウム及びマーガレットの苗(シンビジウム及びデンドロビウムは組織培養により生産されたものに限る)、ツツジ、ツバキ及びボタンの苗木並びにバラの苗木及び穂木
◆芝草 (18種類)	アカクローバー、イタリアンライグラス、オーチャードグラス、ケンタッキーブルーグラス、シバ、シロクローバー、スムーズブルムグラス、ダリスグラス、チモシー、トールヘスク、バヒアグラス、ペレニアルライグラス、ベントグラス、メドウヘスク、リードカナリーグラス、レッドトップ、レッドヘスク及びローズグラスの種子
◆きのこ (32種類)	アラゲキクラゲ、ウスヒラタケ、エノキタケ、エリンギ、オオヒラタケ、キクラゲ、キヌガサタケ、クリタケ、クロアワビタケ、コムラサキシメジ、シイタケ、シロタモギタケ、タマチョレイタケ、タモギタケ、ツクリタケ、トンビマイタケ、ナメコ、ニオウシメジ、ヌメリスギタケ、ハタケシメジ、ハナビラタケ、ヒメマツタケ、ヒラタケ、ブナシメジ、ブナハリタケ、ホンシメジ、マイタケ、マンネンタケ、ムキタケ、ムラサキシメジ、ヤナギマツタケ及びヤマブシタケの種菌

## 2 種苗業者

種苗業者とは指定種苗の販売を業とする者をいい、野菜等の苗を定期的に生産販売する個人も含まれます(不定期に販売する農家等は含まれません…例:たまたまトマトの苗が余ったので、知り合いに売った)。

指定種苗の販売先が他の種苗業者である業者は、農林水産大臣宛てに種苗業者の届出をする必要があります(販売先が種苗業者以外の場合には不要)。

区分	定義	対象者	販売先	指定種苗の表示義務	種苗業者届出義務
種苗業者	指定種苗の販売を業とする者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者(種苗会社、JA、指定種苗生産農家等)</li> <li>・小売専業者(スーパー、ホームセンター等)</li> <li>・JA等卸売業者</li> <li>・指定種苗生産農家等</li> <li>・都道府県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>種苗業者</li> <li>種苗業者以外の者(農家、一般家庭等)</li> </ul>	あり	
			指定なし	あり	なし

## 3 指定種苗の表示

指定種苗を販売するには、適正な表示が必要です。

### 種子袋の表示例

トマト ●●号			
生産地	東京都	数量	●●ml
採種年月	平成●●年●月		
発芽率	●年●月現在●●%		
●●農園 東京都●市●町●丁目●			
〔農薬使用に関する表示例〕			
例①	△△処理済	種子粉衣	●回
例②	△△△△	●回	處理
例③	△△△△	●回	
(薬剤名▲▲)			

### 苗の表示例

トマト	●●	
品種名	●●	
生産地	東京都	
〔農薬使用に関する表示例〕		
使用した農薬		
▽▽▽▽	種子粉衣	●回
□□□□	土壤混和	●回
◇◇◇◇	散布	●回
●●農園 東京都●市●町●丁目●		

〔種子に使用した農薬(有効成分名)〕

〔苗生産に使用した農薬(有効成分名)〕

- 1) 苗生産・販売者は、種子に使用された農薬も併せて表示します。
- 2) 苗業者が他の種苗業者に販売する場合は、表示事項を納品書へ添付又は輸送箱への貼付等の方法により伝達することもできます。
- 3) 店頭において苗を販売する場合は、掲示その他見やすい方法で表示することができます。

※ 表示義務違反には罰則が適用されます。